

リーガル・プルーラリズムと法概念 ——B. タマナハによる議論を手がかりにして——

橋 本 祐 子

1. はじめに

本稿では、法理学の観点からリーガル・プルーラリズム研究を行う代表的な論者である B. タマナハ (Brian Z. Tamanaha)¹の議論を手がかりにして、リーガル・プルーラリズム (legal pluralism)²における法概念について考えてみたい。

リーガル・プルーラリズムとは一般的に、二つ以上の法システムが同一の社会領域内に共存している状況 (Merry: 870, Griffiths 1986: 2) と定義される。「リーガル・プルーラリズムは事実であり、社会の状態の名称であり、一つの社会集団の属性とされうる特徴である。それは、ドクトリン、理論、イデオロギーの名称ではない」(Griffiths 1986: 12) とあるように、リーガル・プルーラリズムそれ自体は、一つの社会内で複数の法システムが共存すべしという主張を含む規範的なレベルの理論ではなく、あくまで記述的なレベルの理論である。

リーガル・プルーラリズムは、法人類学、法社会学、比較法、国際法など様々な学問領域において重要な問題として論じられてきたが、とりわけ 1970年代、旧植民地の法に関する法人類学による研究を通して注目を集めるようになった。現在では、法理論においても重要なテーマとして位置づけられている (浅野: 85)³。

このように、リーガル・プルーラリズムという言葉はさまざまな学問領

域に浸透しているが、それが何を意味しているのかについては見解の一致があるわけではない。リーガル・ブルーリズムという言葉が用いられる際に念頭に置かれる状況は、それぞれの学問領域によって異なるのである。リーガル・ブルーリズムに関する理解の不一致を辿っていった先にあるのは、「法とは何か」という問題、すなわち、法の一般理論の主題にはかならない。考察の対象である「法」に関する理解が明確ではないという点は、リーガル・ブルーリズム研究に向けてしばしば投げかけられる批判の一つである。はたして、リーガル・ブルーリズム研究は、「法とは何か」という問題を棚上げにしたまま論じられているにすぎないのか。あるいは、「法とは何か」についての理解が一致しないという点にこそ、リーガル・ブルーリズムによる法の一般理論への貢献を見出すことができるのだろうか。

ここで、リーガル・ブルーリズムは特定の国や時代に限定されるものではないということを確認するために、その歴史を簡単に振り返っておきたい。リーガル・ブルーリズムは、ローカルなレベルのものからグローバルなレベルに至るまで、様々な場面で見出すことができる。タマナハはリーガル・ブルーリズムの歴史を、5世紀から15世紀までの時期（中世中期から後期）、15世紀後期から始まり20世紀まで続いたヨーロッパによる非西洋世界の植民地化の時期、グローバル化が始まった20世紀以降に区分している（Tamanaha 2008: 377-390）。

中世中期から後期にかけてのヨーロッパにおいては、ローカルな慣習、ゲルマンの慣習法、封建的法、商慣習法、カノン法、ローマ法などの様々な法が同一空間内に存在しており、裁判所についても、荘園裁判所、自治都市の裁判所、商業裁判所、ギルド裁判所、教会裁判所、王立裁判所など多様なものが共存している状態にあった。これらは互いに衝突する場合もあれば補完する場合もあったが、全体を統制する階層制度や組織を欠いていた（Tamanaha 2008: 377）。

確固とした国家機構が確立されるまで、ヨーロッパにおいては少なくとも2000年以上の間、複数の法規範の体系が共存することは通常の状態であったことを歴史家は示している（Tamanaha 2008: 379）。やがて時代が進み、国家機構が確立され、公的領域と私的領域が明確に区別されるようになると、国家法が中心となり、慣習法上の規範や宗教法は私的領域へと追いやられるようになった（Tamanaha 2008: 380-381）。このように、中世ヨーロッパにおいてはリーガル・ブルーリズムこそが通常の状態であったのだが、タマナハが強調するのは、リーガル・ブルーリズムが見出されるのは中世ヨーロッパに限られたものではないという点である。人々の移動があり、宗教を異にする言語集団や文化集団に広がる帝国があり、異なる集団が貿易を行うなど密接な関係を保持しながら生活する場所であればどこにおいても、リーガル・ブルーリズムは不可避であるというのである（Tamanaha 2008: 381）。

国家による法の独占が進むにつれて、西ヨーロッパにおいてリーガル・ブルーリズムは衰退したが、一方で、ヨーロッパによる非西洋世界の植民地化は新たなリーガル・ブルーリズムの波を生み出した。というのも、植民地では、入植者側が法を用いて国家建設を行うために国家法を整えたものの、それらの多くは入植者側の法を移植したものであり、現地の人々が話さない入植者側の言語でつくられ、土着の固有法とは大きな隔たりがあったからである。国家法と固有法（現地の慣習法や宗教法など）との共存が問題となり、入植者側はそれらを取り込むために、慣習法や宗教法の法典化⁴、コモン・ローの場合と類似の仕方での国家の裁判所による慣習法や宗教法の適用、地方の指導者によって運営される慣習法上の裁判所やインフォーマルな裁判所の創出・承認を行った。つまり、植民地においては、慣習法、宗教法、移植された国家法など様々な法が共存しており、紛争解決機関もまた同様に多様であった。植民地の独立後は、慣習法や宗教法の地位は公式的には高くなったが、リーガル・ブルーリズムの状況に

あることについては変わりなかった (Tamanaha 2008: 383-385)。

このような法の移植がもたらした植民地におけるリーガル・ブルーリズムについては、法人類学者らによる多くの研究蓄積が存在しており、リーガル・ブルーリズム研究の中心的な問題領域となってきた。現地の固有法に着目し、国家法のみが法であるという考え方（国家法中心主義 legal centralism）を批判するという点は、リーガル・ブルーリズム研究が行った重要な問題提起であるといえる。法制度整備支援の分野において問題とされるリーガル・ブルーリズムも、基本的には、旧植民地における国家法と複数の固有法の共存という状況を指すものと捉えてよいだろう。

こうした国家法と固有法の共存というリーガル・ブルーリズムを古いバージョンのリーガル・ブルーリズムであるとするならば、20世紀末以降のグローバリゼーションは新たなバージョンのリーガル・ブルーリズム——グローバル・リーガル・ブルーリズム (Global Legal Pluralism) をもたらした⁵。リーガル・ブルーリズムにおけるこうした新たな潮流は、国境を越えた人々の移住、グローバルな輸送システムやグローバルな金融市場の出現、グローバルなトランスナショナルな政治組織、規制体制の構築、トランスナショナルな法人から構成されるグローバルな商業システムの統合、地球規模の環境問題、一国内にはおさまらない規模でのテロリズムなど、グローバリゼーションにより国家が様々な領域でこれまで有していた力を失いつつある状況から生じたのである (Tamanaha 2008: 386)。

グローバル・リーガル・ブルーリズムにおいて論じられるテーマとしては、例えば、異なる目的と規範を持つ法が、同一の事例に関わるという状況、人権侵害的な国家法、慣習法、文化的慣行に挑戦するために人権 NGO が人権規範に訴えかける状況、経済のグローバル化に伴って自己創出的、非公式な商慣習法が様々な発展するという状況などが挙げられる

(Tamanaha 2008: 387-388)。

以上、駆け足でみてきたように、リーガル・プルーラリズムは長い歴史を持ち、様々な場所で存在しう状況である。別の表現をするならば、一つの国家においては一つの国家法のみが独占的に存在するという状況の方がむしろ特殊な状況であるといえよう。

それでは、「法とは国家法に限られるものではない」と主張する立場からみた場合、法とは何であろうか。

2. リーガル・プルーラリズムという概念をめぐる問題

リーガル・プルーラリズムはさまざまな学問分野において用いられる概念であるため、それが何を意味しているのかについては、見解の不一致を避けることができない。例えば、国際法学者と法人類学者がリーガル・プルーラリズムという言葉を用いる場合、それぞれに想定されている法の状況は異なる (Tamanaha 2008: 390-391)。

リーガル・プルーラリズムの概念をめぐる見解の不一致は、リーガル・プルーラリズム研究の中でも長年論争の主題となってきた。端的にいうならば、論争の核心にあるのは、「法とは何か」という問題である。リーガル・プルーラリズムの論者は概して、「法は公式の国家法に限定されるものではない」という点を強調するが、国家法以外の法の存在を主張するのであれば、「非＝国家法とは何か」「非＝国家法と法以外の社会規範を区別する基準とは何か」を示す必要がある。「非＝国家法とは何か」を明らかにしようとする試みは、「法とは何か」という法哲学の根本問題への一つのアプローチにほかならない。つまり、リーガル・プルーラリズムの概念をめぐる見解の不一致とは、法とは何かという問題についての見解の不一致がもたらすものであるといえる。

もちろん、リーガル・プルーラリズムを研究する者も、法が多元的であ

ることに着目する一方で、法そのものをどのように定義するのかという問題については困難を抱えていた。タマナハは、リーガル・ブルーリズム研究の主要な論客である J. グリフィスの議論の推移を紹介することによって、法とは何かという法の概念をめぐる問題がいかにリーガル・ブルーリズムを悩ませてきたかを描き出している (Tamanaha 2008: 392-396)。以下、タマナハによるまとめを簡潔にみてみよう。

リーガル・ブルーリズム研究を牽引してきたグリフィスはその論文 “What is Legal Pluralism?” (Griffith 1986) で提示した法の概念は、人類学者や社会学者を中心とする多くのリーガル・ブルーリズム研究者によって採用された。それは、S.F. ムーア (Sally Falk Moore) による「半自律的な社会的フィールド (semi-autonomous social field)」という概念 (Moore 1973) こそが、リーガル・ブルーリズムの目的に照らして法を同定する最善の方法であるというものであった⁶。ここにいう社会的フィールドとは、ルールを生成・執行する能力を持つものであり、家族、会社、工場、スポーツ・リーグなど様々なものが含まれる。つまり、グリフィスによれば、「半自律的な社会的フィールド」において生成・執行されるルールは法秩序として理解され、その結果、一つの社会の中に複数の法秩序が存在するということになる。

このように国家法以外のあらゆる秩序を法と呼ぶことに対して、S.E. メリー (Sally Engle Merry) は、分析を混乱させるとして批判している (Merry 1988: 878)。M. ギャランター (Marc Galanter) も、グリフィス論文と並んでリーガル・ブルーリズムの古典的な論文である “Justice in Many Rooms: Courts, Private Ordering, and Indigenous Law” において、規制の網の目から成り立っている社会生活一般から固有法をいかにして区別するのかと指摘し、メリーと同様の批判を行っている (Galanter 1981: 18)。

リーガル・ブルーリズムの主張が、「社会は様々な規範的秩序で満ち
(龍法 '18) 50-4, 560 (2390)

ている」ということであるならば、なぜ、「規範的ブルーリズム (Normative Pluralism)」や「規制的ブルーリズム (Regulatory Pluralism)」ではなく、あえて「リーガル・ブルーリズム」という語を用いるのかという、B. de Sousa Santos による指摘についてもタマナハは言及している (Tamanaha 2008: 394, de Sousa Santos 1995: 115)。タマナハによれば、グリフィスはその後の論文のなかで、「リーガル・ブルーリズムという表現は、規範的ブルーリズムや規制的ブルーリズムへと再概念化されるべきではないか」と述べ、以前の法の捉え方を放棄するに至っている (Tamanaha 2008: 395, Griffith 2005: 63-64)。

以上みてきたように、リーガル・ブルーリズムは、国家法のみが法であるという立場を批判し、社会には国家法以外の法 (非=国家法) が様々に存在するというところに着目することから出発したが、他方で、非=国家法を他の社会規範から区別する基準を提示することには困難を抱えていた。リーガル・ブルーリズムは法が複数共存するという主張であるため、法と法ではないものの明確な境界を示すこと、つまり、法の概念を定義することが要請される。とはいえ、法の概念を定義すること自体が難問である。この難問から逃れるために、グリフィスのように、法という語を規範や規制に代えて、リーガル・ブルーリズムという観念そのものを放棄する必要があるのだろうか。

タマナハは、法の概念の定義について、これまでのものとは異なるアプローチを採用することによって、リーガル・ブルーリズムの抱える苦境を克服することが可能であると考ええる。

3. タマナハの非本質主義的リーガル・ブルーリズム

それでは、法の概念をめぐる問題について、タマナハが提示する新たなアプローチとはいかなるものだろうか。

タマナハは、法とは何かをめぐってこれまで行われてきた議論を批判した上で自らの議論を展開しているため、まず法とは何かをめぐりこれまでの議論の問題点を詳しくみておきたい。

タマナハは、法とは何かを定義しようとする試みを二つのカテゴリーに分ける。すなわち、①一つの社会集団内の規範的秩序の維持という観点から法を定義するアプローチ（エールリッヒ、マリノウスキー）と、②公的に制度化された規範の執行という観点から法を定義するアプローチ（ウェーバー、ホーベル、ハート）の二つである。ここで、両アプローチの共通点とそれぞれが抱える難点について確認しておきたい。

①と②には二つの共通点があるとされる。一つは、社会秩序の維持という機能の観点から法を捉えるという点である。もっとも、①は秩序づけられた行動の中に現れる規範やメカニズムそのものに着目するのに対して、②は秩序を乱す行動に対する制度的な反応に着目するという違いはある。もう一つの共通点は、法を構成する一つの現象を措定し、それを基準として法を定義する点である。すなわち、①は社会秩序の創出という現象、②は制度化された規範執行という現象を、法として同定している。これらはいずれも、法として成り立つために必要とされる本質があるとする本質主義（essentialism）の立場に立っており、機能的観点から法の本質を捉えようとするものである（Tamanaha 2001: 175-178）。

そして、この本質主義的アプローチこそが問題なのだとタマナハは指摘する。これまでのリーガル・ブルーリズムの議論は、①と②のいずれのアプローチを採用するにせよ、ある一つの現象を法の本質として同定した上で、この現象の現れ方（manifestation）には複数のものがあり、それらは社会的フィールドのなかで共存していると主張する。つまり、法そのものが多元的であるのではなく、法と定義されたものの現れ方が多元的だと主張してきたのである（Tamanaha 2001: 172）。

次に両アプローチの問題点についてみてみよう。①が抱えるのは、過剰

包摂の問題である。①によれば、社会集団内の秩序維持に資するもの、すなわち、道徳や習慣などの社会規範はすべて法として認められる。機能的観点から法を捉えるため、機能的に同等のものはすべて法ということになる。これはつまり、法を他の社会規範から区別することができないという「マリノウスキー問題」に陥ることにほかならない。それでは、社会秩序の維持という機能を有する他の社会規範から法を区別するものとは何か。この問題に対して、公的に制度化された規範執行に着目することによって答えようとするのが、②である。しかし、②も様々な問題を抱えるアプローチである。公的に制度化された規範執行となると、多くの人々が通常は法とは考えないような、大学やスポーツ・リーグなどのように執行制度を有するものの規範も法に含めることになり、これもまた過剰包摂となる。さらに、②によれば、規範を執行する制度を持たない社会には法は存在しないという結論を導くことになり、あらゆる社会には法があると主張する論者はこれを受け入れることはできないという問題もある (Tamanaha 2001: 175-179)。

このように、①②両アプローチとも結局のところ失敗に終わることになる⁷。

法の概念をめぐる袋小路の原因は、本質主義的な立場から法を捉えようとすることにありとタマナハは強調する。この袋小路から脱する唯一の方法は、本質主義的な想定を捨て去ることである。つまり、法は機能的な観点から捉えることができるという想定や、法は一つの現象から構成されるという想定を放棄しなければならないというのである (Tamanaha 2001: 180)。

本質主義の立場から法について考える試みが失敗する原因は、法は文化的な構築物であり、一つの定義によっては把握され得ないものであるという点にある。すなわち、そもそも法の本質など存在しないのであるから、法の概念の定式化が上手くいくわけではないというのである。タマナハは、

本質主義に代えて、非＝本質主義的な立場であるコンヴェンショナリズムから法を捉えようとする。コンヴェンショナリズムは、本質主義を否定するため、先述したような、法は機能的な観点から捉えることができるという想定や、法は一つの現象から構成されるという想定から自由である。コンヴェンショナリズムによれば、法とは、「人々が自らの社会的実践を通じて法として同定し法として扱うもの」ということになる。もしこのような説明では不十分であると思うのであれば、それは本質主義的なアプローチに毒されているからだとタマナハは主張する (Tamanaha 2001: 192-193)。

ここで、コンヴェンショナリズムのアプローチについてもう少し詳しく述べる必要があるだろう。タマナハが展開しようとする一般法理学は、法に関して、二つの質的に異なるカテゴリーからなる構造を含んでいる。

第一のカテゴリーは、コンヴェンションに基づいて法のラベルを適用するものである。人々によって国家法として認識される現象は全て国家法のカテゴリーに、自然法として認識される現象は全て自然法のカテゴリーに分類される。これらのカテゴリーは、非＝法律家である一般の人々が法と同定するものを尊重しようとする理論家によって構築される。注意しなければならないのは、国家法や自然法といったカテゴリーに属するものは、同じラベルを適用されてきたという事実のほかには、必ずしも共通の特徴を有するものではないということである (Tamanaha 2001: 195-196)。

第二のカテゴリーは、コンヴェンションに基づいて法というラベルが適用されてきた現象から抽出した、根本的な特徴から構成される。このカテゴリーは、コンヴェンションによって法として捉えられた社会实践や現象を分析することを通じて、理論家によって構築される。その結果、例えば、公的に制度化された規範執行というカテゴリーが設けられるかもしれないが、それは法の概念や定義ではない。単に、理論家が分析のためにつくったカテゴリーにすぎないのである (Tamanaha 2001: 195-197)。

これまで理論家たちは二つ目のカテゴリーを構築するのに熱心だったが、一般法理学においては一つ目のカテゴリーも重視されるべきだとタマナハは主張する。さらに、両カテゴリーとも、常に開かれたものであるという点も肝要だとされる。というのも、社会的アクターは、法という言葉を用いた新たなラベルを自由に作って、それらを様々な社会現象に適用するのであり、理論家もまた自らの関心に従って法というラベルが適用されるものの特徴を抽出するからである（Tamanaha 2001: 196-197）。

コンヴェンショナリズムからリーガル・ブルーリズムにアプローチする場合、法というラベルは様々な現象に適用される。例えば、制度やシステムを含む場合もあれば含まない場合もある。先述した本質主義的なアプローチのように、まず法を定義した上で、その現れ方が多様であるというものではない（Tamanaha 2001: 193-194）。

それでは、コンヴェンショナリズムからリーガル・ブルーリズムにアプローチすることの意義はどこにあるのだろうか。第一に、社会規範から法規範を区別できないという、リーガル・ブルーリズムを長年苦しめてきた問題を克服することができる。コンヴェンショナリズムによれば、法とは、社会的アリーナにおいて、人々が自らの社会実践を通じて慣例的に法として認識するものであり、社会的アリーナの中で人々がいかに法を同定するかが問題となる。したがって、「法の概念について合意がない」、「法と社会規範を区別することができない」という問題自体が成り立つ余地がない。また、過剰包摂や過小包摂という問題も発生しないということになる（Tamanaha 2001: 197）。

第二に、法、ルールシステム、規範というものの間の洗練された区別を可能にする。多くのリーガル・ブルーリズム論者は、ルールシステム・ブルーリズムあるいは規範的ブルーリズムとリーガル・ブルーリズムを区別することができない。法をルールシステムや規範的規制から区別することができないということは、社会的アリーナで作用する様々な現象

の間の微妙な違いを捉えることができないということになる。他方、コンベンショナリズムのアプローチに従えば、法は全く異なる軸で同定される。例えば、自然法やある種の慣習法はルールシステムではないが法の資格があるということにある。大学やスポーツ・リーグなど、ルールシステムではあるが法とはされないものもある。コンベンショナリズムのアプローチによれば、法の種類についてのプルーラリズムがあるといえるだけでなく、ルールシステムの種類についてのプルーラリズムがあるともいえるし、規範的規制の種類についてのプルーラリズムがあるともいえる。つまり、社会の状況をより豊かに描き出すことが可能となるのである (Tamanaha 2001: 198)。

最後に、このアプローチは、「国家法のみが法である」という考えに挑戦し続ける。コンベンショナリズムは、法についてのあらゆる想定から完全に自由である。すべては、経験的な調査、調査に基づくカテゴリーの構築と分析に開かれている。つまり、先入観や偏見、感傷から解放されて、様々な法の現れ方を捉えることができるのである (Tamanaha 2001: 199-200)。

以上のように、コンベンショナリズムという非＝本質主義のアプローチを採用することによって、法の概念をめぐる合意を形成しようとする際に陥る袋小路を回避できる。しかし、それは、袋小路からの脱出成功を意味するわけではない。コンベンショナリズムのアプローチにも問題がある。例えば、深刻な問題として、ある現象が法であるためには、誰が、そしてどれだけ多くの人々がその現象を法であると考えなければならないのかという問題や、「法」という語の翻訳の難しさという問題がある (Tamanaha 2001: 203)。これらは、タマナハの議論に限らず、コンベンショナリズムが抱える根源的な問題であるといえよう。

法の概念についての長年の論争に簡単に決着がつくわけではない。けれども、法には本質がありそれを定式化できると考えることによって、法の

多元性という社会的事実を十全に捉えきれない危険性がある。それゆえ、少なくとも、リーガル・ブルーリズム研究においては、コンヴェンションナリズムのアプローチは、人々の社会的実践としての法現象をきめ細やかに把握できるという意義を有しているといえるのではないだろうか。

4. むすびにかえて

本稿では、リーガル・ブルーリズムにおいて論争的になってきた法の概念をめぐる問題を、法には本質があるという想定を退けることによって回避しようとするタマナハの議論を紹介してきた。法の本質を問うことは可能であるという想定は、20世紀後半以降支配的であった自然法論対法実証主義の論争や近時の法実証主義内部の論争の大前提である。「法の本質など存在しない」というタマナハの主張は、こうした法理論への挑戦でもある。タマナハは、法理論上の主要な流れとしては自然法論や法実証主義の他にも見過ごされがちであったもう一つの流れがあるとする、それは、「歴史法学、社会学的法学、リアリズム法学、そして現代におけるいくつかの学派を貫く共通的核心をなすもので、究極的にはモンテスキューまで遡ることができる。この第3の理論的視座は、文化、経済、政体との関係の下で発展する社会制度として法を構想するものであるとともに、経験主義的なレンズを通して見ることで最もよく理解される」ものであり、タマナハはこの流れを「社会的法理論」と呼ぶ（タマナハ 2014：46）。本稿で紹介したタマナハの非本質主義的なリーガル・ブルーリズムもこうした社会的法理論に属するものといえよう。

社会的法理論が法理論全体の中で他の潮流と比較しどのように評価されるべきかについては、別途の考察を要する問題である。ただし、リーガル・ブルーリズムの文脈においては、社会的法理論は、法の本質を定義することをめぐる不毛な論争からリーガル・ブルーリズム研究を解放し、

当該社会のなかでコンヴェンションによって法として受容されているものは何かを地道に観察すること——これはまさに人類学の営みにほかならない——の重要性を再確認する役割を果たしているといえるのではないだろうか。

リーガル・プルーラリズムは、法制度整備支援のあり方を探る際に視野に入れるべきものとしても位置づけられている。たしかに、社会の中に法の多元性が存在するという事実は、どのような法制度をめざすべきかを考えるにあたって考慮されるべき重要な点であることはいうまでもない。けれども、法の多元性をいかに調整するか、法制度整備支援はどうあるべきかという議論は、記述的なリーガル・プルーラリズム研究から直接導かれるものではない。両者の間には、例えば正義論のような規範的な議論が介在しなければならないのである。もっとも、規範的な議論によって両者を架橋する試み、すなわち、あるべき法の多元性について語ることは、法の多元性という社会的事実に着目するという、リーガル・プルーラリズム研究の本来の問題意識と矛盾する可能性を常に含んでいるということは見逃されてはならないように思われる。

[文献]

Berman, Paul Shiff (2012) *Global Legal Pluralism: A Jurisprudence of Law Beyond Borders*, Cambridge University Press.

de Sousa Santos, Boaventura (1995) *Toward a New Legal Common Sense: Law, Science, and Politics in Paradigmatic Transition*, Routledge.

Galanter, Marc (1981) "Justice in Many Rooms, Courts, Private Ordering, and Indigenous Law", 19 (1) *Journal of Legal Pluralism*.

Griffith, John (1986) "What is Legal Pluralism?", 24 (1) *Journal of Legal Pluralism*.

——— (2005) "The Idea of Sociology of Law and its Relation to Law and to Sociology", 49 (8) *Current Legal Issues*.

Merry, Sally E. (1988) "Legal Pluralism", 22 (5) *Law & Society Review*.

- Moore, Sally Falk (1973) "Law and Social Change: The Semi-Autonomous Social Field as an Appropriate Subject of Study", 7 *Law & Social Review*.
- Tamanaha, Brian Z. (1993) "The Folly of the 'Social Scientific' Concept of Legal Pluralism", 20 (2) *Journal of Law and Society*.
- (2001) *A General Jurisprudence of Law and Society*, Oxford University Press.
- (2008) "Understanding Legal Pluralism: Past to Present, Local to Global", 30 (3) *Sydney Law Review*.
- (2014) 「歴史からみた法の本性についての洞察」椎名智彦訳、第11回神戸記念レクチャー (IVR 日本支部主催、日本法哲学会・法政大学ボアノナード記念現代法研究所共催)。
- (2015) "The Third Pillar of Jurisprudence: Social Legal Theory", 56 *William & Mary Law Review*.
- (2017) *A Realistic Theory of Law*, Cambridge University Press.
- Teubner, Gunther (1997) "'Global Bukowina': Legal Pluralism in the World Society", in G. Teubner (ed.), *Global Law Without a State*, Darmouth.
- Waldron, Jeremy (2010) "Legal Pluralism and the Contrast Between Hart's Jurisprudence and Fuller's, in P. Cane (ed.), *The Hart-Fuller Debate in the Twenty-First Century*, Hart Publishing.
- Woodman, Gordon R. (1998) "Ideological Combat and Social Observation: Recent Debate about Legal Pluralism", 42 (30) *Journal of Legal Pluralism*.
- 浅野有紀 (2015) 「法理論におけるグローバル法多元主義の位置付け」浅野有紀・原田大樹・藤谷武史・横溝大編『グローバル化と公法・私法関係の再編』弘文堂、85-108頁。
- クリフォード・ギアツ (1989=1991) 『ローカル・ノレッジ：解釈人類学論集』(梶原景昭・小泉潤二・山下晋司・山下淑美訳) 岩波書店。

1 John S. Lehmann University Professor, Washington University School of Law.

2 'legal pluralism' の訳語としては、「多元的法体制」や「法多元主義」が用いられている。'legal pluralism' を「同一の領域内に複数の法が存在しているという状態」を意味するものとして捉えるならば、「多元的法体制」や「法多元主義」という訳語が最適かどうかについては若干の疑問が残る。筆者としては「法の多元性」などとしたところではあるが、本論文では原語を明確にする

ためにあえて「リーガル・ブルーリズム」と表記することにした。なお、「法の多元性」という訳語については、クリフォード・ギアツ（1989=1991）で用いられている。リーガル・ブルーリズムの法理解に関する議論については多くの研究蓄積がある。タマナハによるもの以外にも、Woodman（1998）を参照。

- 3 20世紀の法理論における代表的な論争であるハート＝フラー論争では、一般法理学上の論点はほぼ網羅されていたが、リーガル・ブルーリズムについては触れられていないことを踏まえて、ハートやフラーの理論においてリーガル・ブルーリズムがどのように扱われるのかについて論じたものとして、Waldron（2010）がある。また、ウォルドロン（2015）の議論について論じたものとして、浅野（2015）がある。
- 4 慣習法の中には、実際の慣習や伝統ではなく、植民地側の権力や現地のエリートによって、自分たちの利益に沿うようにつくられたり解釈されたものもある。慣習法といっても、それが実際の慣習や社会規範と誠実に適合していると想定されるべきではないことをタマナハは強調している（Tamanaha 2008: 384）。
- 5 グローバル・リーガル・ブルーリズムについては、浅野（2015）、Teubner（1997）、Berman（2012）、を参照。
- 6 皮肉なことに、グリフィスが法の概念を提示する際に依拠したムーア自身は、「半自律的な社会的フィールド」に法というラベルを貼ることを拒絶し、“reglementation”という語を用いたことをタマナハは指摘している。ムーアが拒絶した理由は、「半自律的な社会的フィールド」を法と呼ぶならば、社会的規制のさまざまな形態を区別することができずあらゆるものを法に含めてしまうという過剰包摂の問題を回避するためである（Tamanaha 2008: 394）。
- 7 ①と②を結びつけたアプローチも不可能である。というのも、そもそも①のアプローチは、②のアプローチが着目する規範執行の「制度」の必要性を否定するからである（Tamanaha 2001: 179）。

本稿は、科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究：課題番号15K12985）による研究成果の一部である。